

議 第 192 号

平成27年9月7日提出

熊本市田原坂西南戦争資料館条例の一部改正について

熊本市田原坂西南戦争資料館条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市田原坂西南戦争資料館条例の一部を改正する条例

熊本市田原坂西南戦争資料館条例（平成26年条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表大人・高校生の項中「210円」を「300円」に、「180円」を「240円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年11月15日から施行する。

（提出理由）

田原坂西南戦争資料館の入館料を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。